

○潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条第1項に規定する計画の作成を目的として、潮来市高齢者福祉・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関して、必要な検討協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、24人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 老人福祉施設及び老人保健施設の関係者
- (3) 介護サービス及び介護予防サービス事業者の関係者
- (4) 介護保険の被保険者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日から本委員会の終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 委員会に関する庶務は、高齢者福祉及び介護保険担当課において処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 潮来市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱
(平成14年4月1日制定) は廃止する。

附 則 (平成20年10月7日告示第158号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成26年5月16日告示第71号)

この告示は、公表の日から施行する。